

きど 木戸 神戸市会議員

活動報告 2024.3

さだかす



1974年生まれ

- 神戸大学卒業、京都工芸繊維大学大学院修了、淡路景観園芸学校修了
- 京都で植木職人として修行後、設計コンサル勤務。
国営明石海峡公園の基本設計や自治体の景観形成条例策定等に携わる。
- 兵庫県議会議員1期（2019～2023）
- 2023年4月より神戸市会議員（神戸市須磨区）

能登半島地震支援の状況

被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い生活再建を願い私も取り組んでいきます。

災害派遣職員のケアを！

一過酷な支援の現場「水不足・宿泊施設不足」

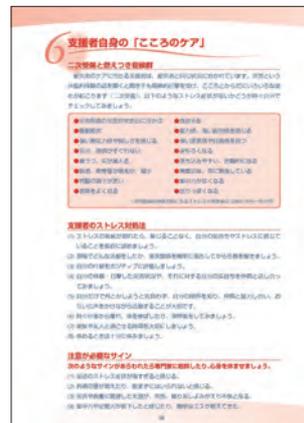
1月1日に発生した能登半島地震から二カ月余が経過した今も一万人以上の方が避難所での生活を余儀なくされており、現地は非常に厳しい状況が続いています。

神戸市では、消防隊をはじめ、健康・医療支援のための保健師の派遣、震災ごみ処理のための環境局職員の派遣など人的支援を続けていますが、宿泊施設の不足から職員は寝袋持参で現地の市役所に寝泊りし活動しています。また、断水による水不足もあり、これまでの支援で最も過酷な現場となっているとの報告もあがっています。支援は息の長いものになりますが、これからは、その後の避難生活などで命を落とす

災害関連死も課題になってきます。

張り詰めた緊張の中で業務する職員のケアも大切で、DMAT隊員の調査では、派遣4年後に「燃え尽き・罪責感」といったPTSD症状が有意に関連しているとの研究結果もあり、職員の心のケアの必要性について、2月の予算委員会で健康局に質疑しました。

健康局では、重要性を理解していただき、早速に取り組みが始まりました!!



災害時の心の手引き（東京都作成）

過去の震災の教訓から創設された支援制度

阪神淡路大震災を契機に創設

緊急消防援助隊

阪神淡路大震災では、全国から応援に駆け付けた消防隊の指揮系統・運用に課題を残しました。

この時の教訓から、大規模・特殊な災害時に組織的に活動できるように、

あらかじめ全国の消防部隊を種別ごとに事前登録しておく制度が創設されました。今回、神戸市消防隊は要請に基づき輪島市に入っています。



東日本大震災で関西広域連合が実施

カウンターパート方式

東日本大震災において、関西広域連合の7府県が支援先を分担して責任を持つ「カウンターパート支援」を始め、地方自治体の組織的活動が注目されました。この年は「自治体連携元年」と呼ばれています。現在は、国で自治体間支援が制度化されており、今回、神戸市は珠洲市、能登町を中心に支援しています。



大規模災害時の課題「誰一人取り残さないために」

弁護士会と意見交換

阪神淡路大震災以降、我が国は災害大国であることが再認識され、復興に向けた多くの支援制度が確立し今日に至っています。

しかしながら、災害の状況はそれぞれ違うことに加え、制度の隙間は必ず存在します。

そんな隙間を埋めるべく、2月5日に弁護士会の方々と災害支援について意見交換しました。

弁護士会では、今回の能登半島地震でも1月4日から一カ月の間に5回の緊急提言を発表されています。

— 能登半島地震に関する緊急提言抜粋 — 【弁護士会】

早急な広域避難措置を講じること

災害ケースマネジメントの実施を

カウンターパート方式は官民連携で

ボランティア活動の早期推進を

被災者の名簿づくりに着手を

被災自治体職員の支えを早急に

住民の思いが反映される復興基金の創設を

制度の隙間を埋めよう！

「被災者生活再建支援制度」の拡充に取り組みます

被災者支援が不十分だった 阪神淡路大震災

阪神淡路大震災では、被災者支援のための制度も法律もなく、支援のためのお金は全国から集まった義援金しかありませんでした。

このため、被災者には生活を立て直すのに十分な額はいき渡りませんでした。

その経験から、震災から3年後の平成10年に生活再建支援制度が法制化されました。

同制度は、住宅の被害程度に応じて世帯に最大300万円を支給するもので、現在までに約26万世帯、約4,470億円が支給されています。

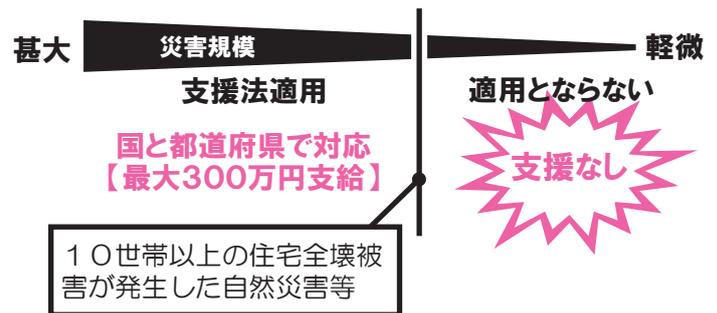
今回、岸田首相は2月1日、能登半島地震の被災者の生活再建を支援するため、支援金をさらに上乘せし、高齢者世帯などに最大600万円を支給する方針を表明しています。

大規模災害のみ対象

一方で、支給には要件があります。例えば、市町村では「全壊」とされた住宅が10世帯以上あることが必要で、9世帯までの災害に留まった場合は適用外となり被災者は支援を受けることがで

きなくなってしまう。

この問題を解決するには、自治体で9軒以下についての支援条例を制定する必要があり、国も自治体で対応を検討することを求めています。



被災者生活再建支援法のイメージ

誰一人取り残さない

昨年12月に実施した議会会派の市長要望で、市長に制度の隙間を埋める対応が必要ではと意見しましたが、その時点で市長から「一軒でも行政が支援するのかという問題もある」と前向きな回答は得られませんでした。

弁護士会の先生方と意見交換させていただく中では、ぜひ取り組むべきだという意見もいただきましたので、今後、議会においてしっかり取り組んでいきたいと考えています。

ご意見、ご相談、お気軽にご連絡ください！

神戸市会議員 木戸さだかず

〒654-0142

須磨区友が丘1丁目109

電話：070(7645)4168

メール：s-kido@jcom.zaq.ne.jp

自然災害で被災した住まいの備えには

県のフェニックス共済 もあります。

年額5,000円の負担金で、最大600万円の住宅再建資金が給付されます。